

研究

御年貢の上納 (一)

一赤木村大庄屋文書の周辺(その二)

会員 羽 柴 弘

江戸時代に農民はどのような見方、どのような扱われていたか。それを適確に示すものは有名な次の二つの文獻がある。

「百姓は天下の根本也。是を治むるに法あり。先づ一人一人の田地の境目をよく立て、さて一年の入用作食を計らむ。其余と年貢に收むべし。百姓は賤の余らぬやうに、不足なきやうに、治むること道なり。毎年結納の上と以て納むること、古の聖人の法なり。」
(本位録)

百姓は飢寒に困窮せぬ程に養生べし。豊有るに恩を成農事と厥に、業を易る者多し。困窮すれば離散す。東照宮上意に、御村の百姓共は死なぬ程に、生かぬ様にと合点致し、收納申付様にと上意は、毎年御代官衆、支配所へ御取廻り節、御出されしと云へり。
(昇平夜話)

(註)「本位録」は家康の謀臣本多正信が、二代將軍秀忠に呈した七ヶ條の建議書で、政道の要綱を説いたもので、ここに引かれたのはその第六條「百姓の仕置の事」の一節である。

「昇平夜話」は、越後長岡藩の儒者高野常道が寛永八年(書)左の頃、江戸時代の制度、儀礼、慣習をよみ政治社会の諸問題について諸侯(武士)の心得を告げさせたことまゝ書き集めたものである。例として(筆者)は家康、上意として特に有念である。

百姓は死なぬやうに、村々余らぬやうに

り貧困の中に飢かせて、その膏血で生産した米麦その他をろ／＼のモノと年貢として吸い上げていた。それだけ江戸幕府は頭首とする日本全員の政治の在り方で、いわゆる幕藩体制下に於いてはあが佐伯藩も全くその通りであるかざるを得なかつた。

お年貢——この短かいが重圧ともつ言葉が、当時の百姓達の生活のすべてであつた、それがどのような行なわれていたか、幸にも赤木村の大庄屋文書には多数の文書が残されていゝので、順と逐つて紹介しようと思ふ。

(資料 九)

仕上御免相御請證文之事

- 一 高五ツ六分毫重 水 村 本 田 畑
- 一 高五ツ七分毫重 知 江 本 田 畑
- 一 高五ツ七分七厘 中 津 留 本 田 畑
- 一 高四ツ九分式重 吹 原 本 田 畑
- 一 高四ツ七分七厘 文化三年 同 手 起 返 畑
- 一 高四ツ七分式重 長 野 本 田 畑
- 一 高三ツ七分五厘 道 野 内 本 田 畑
- 一 高三ツ七分五厘 本 村 知 江 新 田 畑

古昔当年年春御免相被 仰付奉畏難有仕合奉存候然者
古御免相之通当秋御年貢米、小百姓迄無甲乙割賦仕社
月十日以前急度上納皆済可仕候尤格別之損毛等御座候
依御請証文指上中候如件 仰付旨難有仕合奉存候

安政上 五年五月十日

後 人 印
頭百世印、憑百世

先ず「御免帳」の諸義である。辞書によると「皆田租を賦課するに收穫高に依りて、幾割幾分後量と割りつくること」としてゐる。この御請証文は赤木村に對する年貢の割り付け高と、部落別に示したもので、「高立の六分差量」とは檢地帳に示された一筆毎の田畠の高（参照、井ノ上野落の古文書（久々宮氏一筆五十九号十七号）に對し「五割六分一量」と年貢として藩庁で收納することゝその仰せつけを、承知しました」との諸書がある。本村とは恐らく大庄屋所在の堂師と或はその下流を指し、知江、中津留、長野、道野内、吹原等は地圖に示す通り赤木村の諸部落である。部落毎に割り高の若干のちがいのあるので、收穫予想の格差を示すものである。次に、後段の文章と読んで見よう。

「右は当年の年春、御免相仰せつけられ畏れ奉り、有り難き仕合せに存じ奉り候。然れは古御免相の通り、当秋御年貢米小百姓まで甲乙なく御賦仕り、極月十日以前に急度上納旨踏仕る可く候。尤も格別の撥毛等御座候はば御檢見の上御用檢仰せ付けらるべき旨有り難き仕合せに存じ奉り候。依つて御請証文指上げ申し候仕件、如し。尚この「御請証文」差出のため藩庁に出頭したことの次、ような讀書がつづいてゐる。

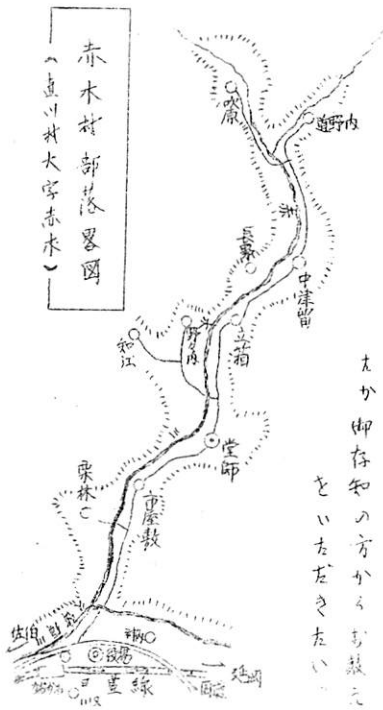
(資料十)

覚

一 当月十日御免相御用被 仰付候ニ付大庄屋安藤 位平小庄屋踏左衛門他目付津右衛門皆合繁右衛門 羅虫首尾好相濟御家老下り廻勤仕同日罷返申候 午五月初十日 以上

これ「午」年（安政五年即ち一八五四年）の年貢改定まつた。特別の災害（霖雨による麦の不作、洪水、破出害による稻の撥毛）の由合は改めて檢見の上、年貢を減免が行われるといふ事からあつたので、「御請証文」を持参、年貢上納をお約束申したのである。

尚、資料九の書出「仕上」、同十の中にある「皆合」の讀みとその意味（後目）がはつきりおかない。どうか御存知の方から御教をいただきたい。



(資料十一)

覚

右昔因三月十二日天氣宜敷御座候ニ付御春廻トシテ御郡代山口藤左衛門様御目付山元左兵衛孫小田郡隆之丞孫御郡代付加藤虎助殿御代官附久保田完助殿其外靈持どふり取迄以上拾式人御登体被成候上首尾能御立有之候依日記ニ記置申候以上 閏三月十二日

これは御郡代の毎年恒例の御郡廻りであるが、これがどの様な意味をもつてゐるものか、恐らく前記御免相仰

せ計けハ左めの事前査察で良ないか。時又閏三月なるも
う麦秋も近い。新田畑の閑路の実情もつかぬといふ
のである。特に百姓の主食である麦の作振の良し悪しは
才々年貢にひかく。

困々の収麦の暑熱期に於ける長雨である。雨乞いでな
い反対の日照乞いと云うべき晴天祈禱のことが、何か
所も出てゐる。その中文久元年の事挙げて見よう。

(資料十二)

覚

五所大明神

若宮八幡

大日寺不動

右者打続雨天ニ付麥作障候趣相聞候ニ付古三ヶ所ハ
おいて天気快晴御祈禱致 仰付候間得其意古三趣未
亦百姓共迄不裁極可中間此廻状令受印早々順達留分
吉野半太夫方江可相返候以上

酉四月十日

山 藤左衛門
明 大助
古 助 五郎左衛門

これは順達の廻状として村々大庄屋許をまわし、それ
ぞれ受印させ、留へ最終から吉野役所に返すといふ、
が触書である。そこでその字しを「境」として書き留め
たもので、藩庁自ら御祈禱を行つてゐるが、これは倣つ
て村々でも晴天祈禱をせよと云つてはいいない。まじで
みうか。

祈禱の靈験もなく降雨はつた見え、四月十六日
重ねて同様のお違しがあり、三ヶ所の神仏をおが、
「右史達而御祈禱被 仰付候後免百雨天懸ニ而——」

と晴天祈禱を行つてゐるか更に効なく、そこで、
(資料十三)

覚

大坂本村 慶 宍

戸穴村 大宮八幡

龍護寺觀音

右者打続雨天ニ而麥作障候趣相聞候ニ付西社大日寺
不動におゐて追々御祈禱仰付候得共今以快晴無之猶
又於古三ヶ所ニ天氣快晴之御祈禱被 仰出候間得其
意古三趣未々百姓共迄可中間候此廻状令受印早々順
達留分吉野半太夫方江可相返候以上

酉四月廿二日

御郡代中

当年へ又久元年酉はよほどの長雨がたらしく、こ
のように三度下豆つて麦秋の悪天候対策として「天気
快晴之祈禱」を行つてゐる。毎日毎日の雨に天を恨み、
田圃の盛り行く麦の穂を案じていた百姓達に、この佐伯
藩庁の示した祈禱のことは、やはり感激を以て迎える札
左ことである。

麦秋の霖雨も困るが、田植時期、植付役の日照一つき
も百姓にとつては困る。今日川床に水ぞえおれば、或は
それがなくて井戸を掘つて伏流水を、ポンプアップ出
来るのでどうにかなるが、この当時はそのほかない。
八大龍王に祈つて雨乞いである。同じ酉の年六月十四
日、上所明神、若宮八幡、大日寺不動三ヶ所において令
段は「雨乞御祈禱」を修してゐる。御郡代よりの触書の
様式は前掲のものと同じである。植付不能となつ
たら大変である。

そこで藩庁は麦の收納状況と、稲の植付が無事に終る

ことを願つて、それらの状況報告を求めている。
(資料十四)

覚

麦作取揚之儀当村中吟味仕候延当月廿六日迄不残相仕
仕舞申候依此段御断申上候以上

未 五月廿九日

役 人 印

(資料十五)

覚

田方植付之儀当村中吟味仕候延当月六日迄不残相仕
舞申候依此段御断申上候

未 六月十三日

役 人 印

右の麦の收穫終了から田植終了まで日数が少す過ぎる
やに思われるが、これは小麦の品種が水田、畑とわかれ
がた、そして田植は水まきとわかれ、一氣にすまされりから
である。いざこれにしては百姓にとつては天候に幸いさ
れて表ととり揚が、用水豊富で田植が順調にばかどるこ
とが何よりで、領内全域に亘つてのそのほかどりの状況
をいつかふことが藩政のよりどころとして必要であった。
然し田植まで順調にすんで、あと水が要る。病害、
虫害も油断かならぬ。特に蝗の害がひどかつた。穂粟^{穂粟}及
のこもは台風のシーズン、洪水に見舞われたらもうお手
挙げである。半歳の労苦は文字通り水の泡となる。

ここで前にさかのびつて、資料九の御免相仰せ付けに
ついて考察して見よう。

赤木村に於ける田租割村中の最高は本村本田畑で、そ

の高は五割六分一厘である。今仮りに檢地高、中、一反
一畝歩、高式石五斗六升、田があるとする。(反当約五俵
である)御年貢一石二斗一升ほどとなる。百姓の年
許には五斗五升しか残らぬことになる。年貢は今日も税
金(所得税といつたところ)であるが、今日の農業
所得にかなる税金と比べて見て、いかに高率であるかが
よくわかる。赤木村に於ける年貢高の平均は凡そ五割で
普通と言われている四六六氏——四割の年貢高に比べるこ
ろなり高い方である。

さうして檢地高帳を見ると、一筆毎にその高を何十何
何何何何何まできめられており、それに税率に相対
する免相が又何分何厘まできめてある。それと掛け合
たお年貢、旱害も夜虫害、風水害の被害損毛があつても
免易く五年貢の減免がゆるされるものであつたか。
幕府御下には於ける農民の延遇、それは全く年貢と
らふところになつた。慶安御融書の中には次の様にな
されてゐる。

一、(百姓は)朝起をいたし朝草を前、昼は田畑耕作に
かかり、晩には繩をなぐ儀をあら、何にてもそれぞ
れの仕事、油断なく仕るべき事。

一、百姓は分別もなく、米の考もなきものに候故、秋に
なり候へば、禾雜穀をむぎと黍子に食はせ候。い
つも正月、二月、三月時分心をもち、食物を七切
に仕るべく候に付、雜穀等に候間、麦、粟、稗、
粟、大豆そのほか何にても雜穀を作り、米を多く食
ひつづし候はぬやうに仕べく候。

そして、酒茶、多葉粉の及申すまじくときめつけ、年
貢上納に効むべしときひしくいましてゐる。こうした
時代背景の中に当時の百姓達は生活していたのであ
る。(つづく)